

# 第11次船橋市交通安全計画の策定について

## 1. 計画の位置づけ

第11次船橋市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の定めるところにより、国の第11次交通安全基本計画及び千葉県第11次交通安全計画に基づき、交通事故のない、安全で安心して暮らせる船橋市を目指すため、本市における陸上交通の安全に関する総合的な施策を定めたものです。

昭和46年に交通安全基本法が施行され、5年ごとに国・千葉県が計画を策定しており、船橋市においても昭和46年以降10次にわたって「船橋市交通安全計画」を策定しています。

## 2. 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

## 3. 新たな計画策定にあたっての基本的な考え方

「第11次船橋市交通安全計画」の策定にあたっては、「第10次船橋市交通計画」において示した5つの視点を引き続き踏襲しておりますが、これらに加えて、新たに「先端技術の活用推進」の視点を加えた6つの項目に視点をあつめた計画といたしました。

また、本市の実情に即した具体的な取組を展開するため、施策体系を5つの柱にまとめ、施策・事業を推進してまいります。

## 4. 計画の変更点

○計画の目標（道路交通の安全）を、令和7年度までに「交通事故による死者を年間5人以下に抑える」、また、「負傷者数を年間1,300人以下に抑える」としました。

○「先端技術の活用推進」を6つ目の視点として加えるとともに、「道路交通秩序の維持」を新たな柱として追加しました。

## 5. 計画の進捗・検証

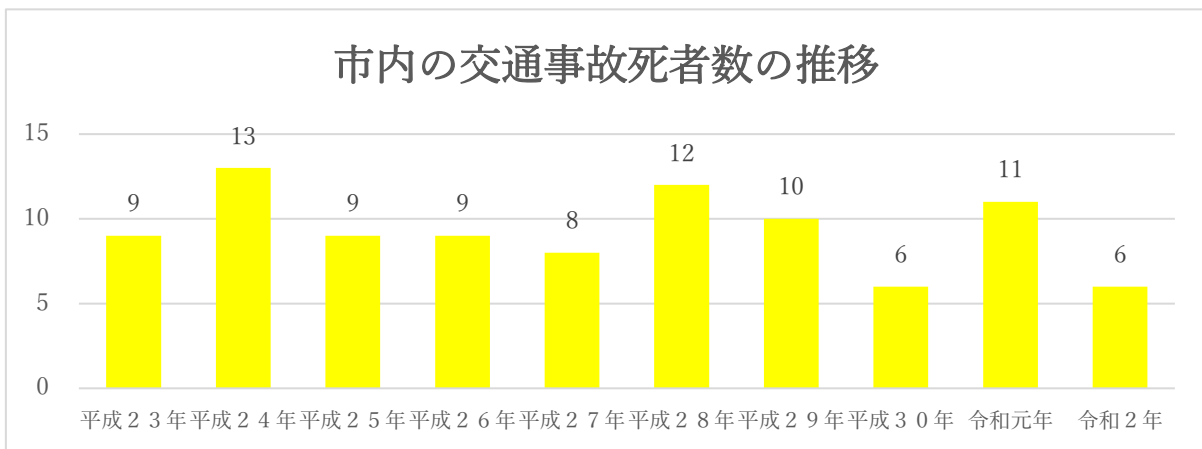
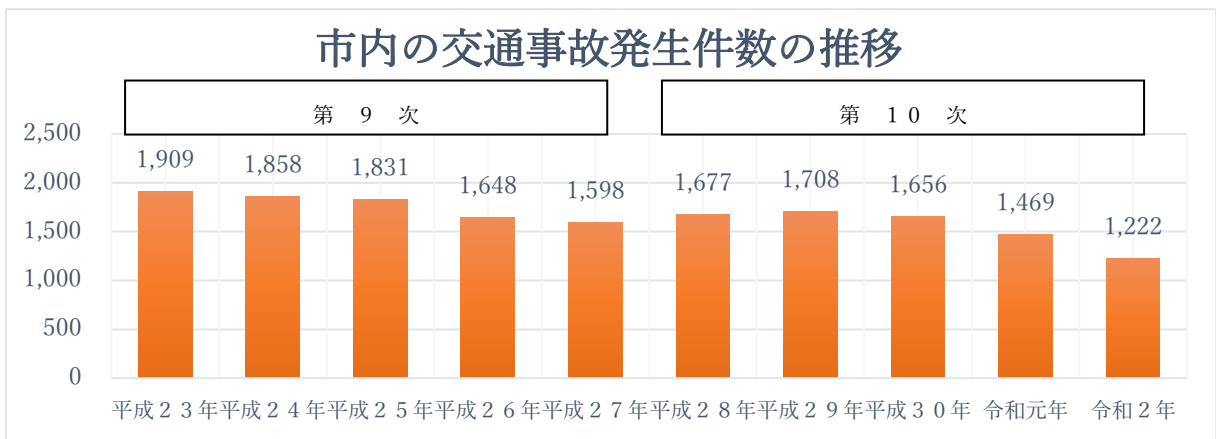
船橋市交通安全対策会議において、毎年度各対策の実施状況を把握し、進捗状況の確認を行います。

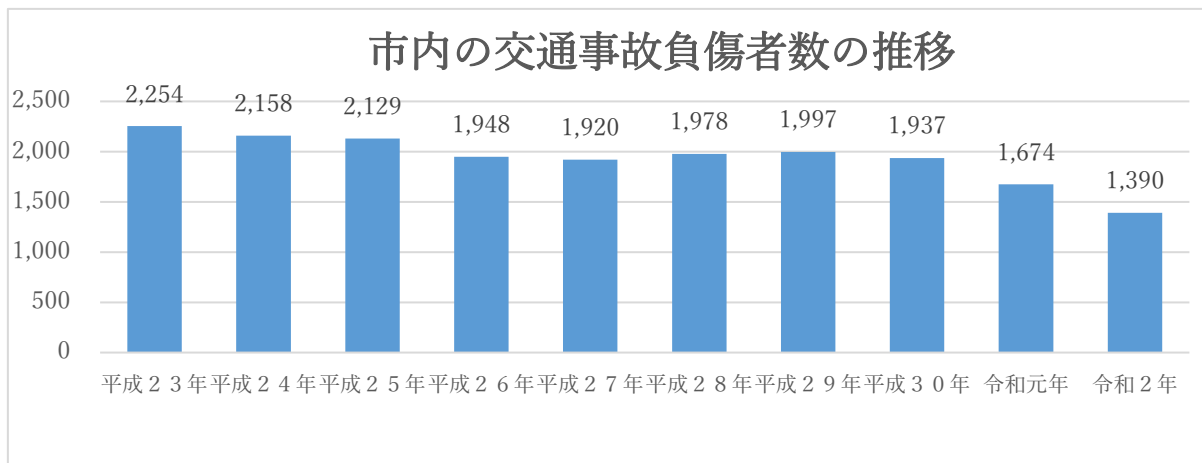
## 交通事故発生件数等の推移と現状について

本市における交通事故発生件数は、平成15(2003)年の3,233件をピークに減少傾向にあり、令和2(2020)年には、発生件数1,222件、死傷者数は1,396人となっています。

また、令和2(2020)年と第10次船橋市交通安全計画(平成28年度～令和2年度)における初年度の平成28年(発生件数1,677件、死傷者数1,990人)を比較すると、発生件数では▲455件、死傷者数では▲594人といずれも減少しています。

平成28年からの第10次船橋市交通安全計画の目標を「年間死者数5人以下・負傷者数1,600人以下」として各種交通安全施策を推進したところ、この5年間で負傷者数については目標を達成し、また交通事故死者数についても減少するなど、一定の成果を挙げることができました。





#### 第10次船橋市交通安全計画期間中の交通事故発生の特徴

○交通事故による死者数が減少傾向の中、65歳以上の高齢者の死者数が高い水準で推移しており、令和2年の死者数6人のうち、3人（5割）が高齢者による死者となっています。

○高齢者の交通事故死者数のうち、歩行中や自転車乗車中の死者が8割を超えるなど、高齢の運転者が死亡するケースが目立っています。  
（千葉県警察本部：令和元年版交通白書より）

○歩行者における交通事故の発生場所は、交差点や交差点付近、発生時間帯は、夜間・早朝（22時～6時）は比較的少なく、8時以降に増加しています。

# 第1次船橋市交通安全計画（素案）【概要版】

## 【計画の基本的な考え方】

交通安全先進都市「ふなばし」の実現と「交通事故のない、安全で安心して暮らせる船橋市」を目指す

- 1 歩行者等の交通安全意識の向上、自転車利用者へのルールとマナーの徹底及び市民一人ひとりへの交通安全教育・普及啓発活動の充実
- 2 「人」優先の安全で快適な交通環境の整備及び交通事故被害者救済の充実

## I 道路交通の安全

【計画における目標】令和7年（2025）度までに  
交通事故死者数 年間5人以下  
交通事故負傷者数 年間1,300人以下

### 【6つの視点】

- |                            |                        |
|----------------------------|------------------------|
| 1 高齢者・子供の安全確保              | 4 地域が一体となった交通安全対策の推進   |
| 2 歩行者・自転車の安全確保と運転者の遵法意識の向上 | 5 交通実態を踏まえたきめ細やかな対策の推進 |
| 3 生活道路・幹線道路における安全確保        | 6 先端技術の活用推進            |

### 【5つの柱】

- |   |  |
|---|--|
| 1 市民一人ひとりの交通安全意識の醸成<br>(1) 市民参加でつくる交通安全の推進<br>(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進<br>(3) 自転車の安全利用の推進<br>(4) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進<br>(5) 交通安全教育推進の支援   | 3 道路交通秩序の維持<br>(1) 暴走族等対策の推進<br>(2) 危険運転の根絶        |
| 2 道路交通環境の整備<br>(1) 人優先のみちづくりによる交通安全対策の推進<br>(2) 道路ネットワーク等の整備<br>(3) 交通安全施設の整備等<br>(4) 効果的な交通規制の促進<br>(5) 地域住民等と一体となった道路交通環境の整備<br>(6) 効果的で重点的な事故対策の推進<br>(7) 安全で円滑・快適な道路交通環境の整備<br>(8) 公共交通の利用環境整備による過度な自動車利用の抑制<br>(9) 総合的な駐車対策の推進<br>(10) 交通安全に寄与する環境の整備<br>(11) 高齢者等の移動手手段の確保・充実 | 4 救急・救助体制の整備<br>(1) 救急・救助体制の整備・充実<br>(2) 救急医療体制の整備 |
|   | 5 被害者支援の充実と推進<br>(1) 交通事故相談の充実                     |

## II 鉄道交通の安全

- 1 救急・救助体制の整備

## III 踏切道における交通の安全

- 1 踏切道の構造改良の促進